平成２７年（フ）第１５２９号
札幌市豊平区西岡３条７丁目７番３号、破産手続開始決定時の住所横浜市西区浅間町２丁目106番地１　田園キャッスル910号
破産者　坂田　修平
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４９２号
相模原市南区旭町24番39号　ファーストアベニュー相模原103
破産者　小田原　司
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第５０５号
相模原市南区相模台７丁目36番８号　ハイツ桜102
破産者　中里　圭吾
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２１号
富山県下新川郡入善町入膳6245番地３、開始決定時の住所富山県下新川郡朝日町月山2190番地
破産者　おもだかやこと　長谷川勇一
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２７年（フ）第６４８号
静岡県藤枝市瀬戸新屋40番地の１
破産者　手島美和子
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５５２号
愛知県春日井市下屋敷町字下屋敷20番地２　メゾンカメリアＢ棟103号
破産者　森田　静弥
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０８６号
名古屋市港区善進本町332番地　センチュリーパーク善進本町302号
破産者　山本　義和
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６３１号
名古屋市天白区土原４丁目313番地
破産者　長谷川廣明
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８１３号
名古屋市北区平安２丁目25番80号
破産者　大津　幹夫
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３４３号
滋賀県守山市今浜町2620番地14　琵琶湖アーバンリゾートⅢ番館1401号
破産者　上村　丈司
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１００２号
京都市下京区不明門通五条下る上平野町449番地　サンシャイン烏丸４－Ｂ
破産者　福原　敬介
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５０２９号
堺市北区南花田町551－１、開始決定時堺市北区南花田町233番地１　さくらマンション202号
破産者　大井　　誠
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１１号
神戸市北区鈴蘭台北町１丁目19番20－105号
破産者　森井タイルこと　森井　健三
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６００号
横浜市旭区中希望が丘152番地１、従前の住所兵庫県三木市別所町小林734番地の462
破産者　長谷　敏明
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９８２号
神戸市中央区国香通５丁目２番７号　ＫＭＳコート302号
破産者　山本　清悟
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４３３号
広島県東広島市西条町寺家7204番地
破産者　兼島　浩洋
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５２９号
広島県東広島市西条町下見3668－７－302、住民票上の住所広島県東広島市高屋町高屋東1992番地15
破産者　山下　　勲
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５５２号
広島県東広島市八本松南４丁目７番５号　隠善アパートＮｏ．１　１－２号
破産者　佐々木義隆
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７１６号
広島市中区東白島町12－７グラビスコート白島902、住民票上の住所広島市東区牛田中２丁目４番23－102号
破産者　岡崎　ユミ
1　決定年月日　平成28年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部